

にすゝの事みえたり、いはゆる天の新巣の凝烟の八拳垂まで焼擧てと古事みえふせやたきす
すしきほひてとも、革火燎やのす、たれどと萬葉集みえたれば、古代よりす、を拂ひし事もあり

しなるべけれど時日をさだめ吉日を撰みてす、をはらひし事は嘉禎二年より慥にみえたり、
その年十二月六日己丑霽爲大膳權大夫奉行召陰陽師等於御所、歲末年始雜事日時勘申之、御煤
拂事有相論文元朝臣申云、新造者三箇年之内可有其憚と鑑みえたるによれば、此以前よりもあ
りし事しられたり、しかりといへども、禁中にては此頃煤拂の事ありしやいなやしるべからず、
東鑑は全く武家の記録にして、殊に鎌倉將軍家の進退事實を記したる日記なれば、禁中の見合
にはなりがたしといへども、嘉禎二年は將軍賴經公御在世中なれば、萬事何事にかぎらず、大内
の御式をうつされ給ふべき事と推はかられたり、しかれば禁中にても、其頃は御煤拂ありしな
るべけれど定式の御行事にはあらざりし故、諸家の記録中に見當らざれど、はるかに後れて、親
長卿の記に文明二年十二月十七日晴雨御所御煤拂也とするし、宣胤卿記に同十二年十二月九
日、今日禁裏御煤拂とみえたれば、此頃よりは、禁中にても恒例となりて、年々十二月中にす、を
拂はせ給ふなりさて東鑑にみえしことく、新造の御殿は三箇年之内はす、けをとらせ給はぬ
事にして、今の世にいたるまで、いやしき賤が家居までも、其規定を守りてとらず、又煤拂の時日
は嘉禎二年の頃より、十二月の中、吉日良辰を撰み、且雨などの降ぬ日を用ゐられしとみえて、親
長卿の記、御ゆどの、上の日記等にも、幾日晴、御所御煤拂也、幾日はる、御す、はき、いつものご
とくありなどみえたるにてしられたり、さて近世は柳營にても十二月十三日を定日とさだめ
給ひしによりて、貴賤おしなべて此日を用る事とはなれり、武家にては、舊家は古來の仕來もあ
れば、各々其定を用ゐて、日の晴雨善惡にかゝはらずす、を拂ふ事なれど、諸家の記録によりて
按に、二百年前のむかしは、大概十二月廿日前後の吉日にて、且晴る日を撰ませてす、を拂ふ事、